18173	ノンブラストレボン粉剤ＤＬ	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　取締役社長　小髙根利明
18174	ブラシントレバリダ粉剤ＤＬ	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
18175	ホクコーブラシントレバリダ粉剤ＤＬ	東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝
18176	サンケイブラシントレバリダ粉剤ＤＬ	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
18177	ノンブラストレバリダ粉剤ＤＬ	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　取締役社長　小髙根利明

平成25年６月30日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
17343	日産グラスジンMナトリウム粒剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎
17344	石原グラスジンMナトリウム粒剤	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　藤井一孝
17346	ビームゾル	東京都品川区東品川二丁目２番24号　ダウ・ケミカル日本株式会社　代表取締役　栗田道郎
19022	アグロスダイロンゾル	東京都中央区八重洲二丁目４番１号　保土谷アグロテック株式会社　代表取締役社長　稲吉幸彦
19023	ブラシンバリダゾル	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
19024	ホクコーブラシンバリダゾル	東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝
19025	サンケイブラシンバリダゾル	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
19026	サントクテン８０	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第七条の五の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十八条の七の規定により公告する。

平成二十五年六月十九日

農林水産大臣　林　芳正

平成25年４月９日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農　薬　の　種　類	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
17609	モナクロスポリウム　ネマヒトンフィマトパガム剤		東京都千代田区麹町一丁目10番地　エムシー・ファーティコム株式会社　取締役社長　山森章二

平成25年４月11日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農　薬　の　種　類	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20860	イソキサチオン粒剤	ネキリトンＫ	東京都中央区八重洲二丁目４番１号　保土谷ＵＰＬ株式会社　代表取締役　西川範夫
22484	イソキサチオン粒剤	カルホスベイトＫ	〃
22486	イソキサチオン粒剤	ネキリガードＫ	東京都港区赤坂一丁目12番32号　ユーピーエルジャパン株式会社　代表取締役社長　野田修

○国土交通省告示第八百四十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づきあわせて告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第二十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十五年六月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（山梨県南巨摩郡南部町福士字坂下地内から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　山梨県南巨摩郡南部町福士字坂下、字平及び字真篠、楮根字馬坂、字松原、字山吹原、字境鉢、字桑原沢、字神ノ木、字谷津沢、字中通、字内田及び字椿ノ森、塩沢字竹之後、字西ノ入及び字竹之久保、南部字白土、字外田、字内田、字長松及び字古城山、本郷字治家、字大神前、字大神、字下街塗、字神原及び字原間並びに中野字矢沢入、字清水原、字栗尾、字寺前、字中尾、字根岸、字堰下、字根岸入、字中田、字宮内、字原、字中芝原及び字上川原地内

山梨県南巨摩郡身延町大島字湯別当、字小長野、字長野、字馬込、字鞍ノ田、字寺の入、字椚葉、字大日向、字鳥屋林、字水上、字方坂、字田澤及び字的場、樋之上字入及び字家前、和田字石蔵沢、字入山、字平林及び字田之沢山、角打字ウツギ、字市郎、字入、字入田、字丸山、字蟻腰及び字荒田山、丸滝字大日向及び字樫木立、帯金字林之前、字大岩、字天神蔓、字奥之塩沢、字南泥之澤、字北泥之澤、字南林、字志久、字三石、字上之山、字南澤及び字大久保澤、下八木沢字久保、字駒狩、字地賀久保、字中島、字川張、字田ノ上及び字石倉、上八木沢字向山、字清水、字トツタテ、字大日沢、字御崎沢及び字鰍原、波高島字追沢、字前嶋、字柴田、字老尻、字東畑、字井口及び字上ノ山、宮木字大醍醐及び字梅見、一色字和田、字大子及び字日向、下田原字一枚山、字日向、字廣反歩及び字林久保並びに三沢字海老沢地内

山梨県西八代郡市川三郷町鴨狩津向字海老沢、字海老沢小山沢、字小山沢、字上ノ山、字中三沢及び字日向並びに宮原字下田林、字山岸、字御領戸及び字東下田地内

２　使用の部分　山梨県南巨摩郡南部町福士字坂下、字平及び字真篠、楮根字馬坂、字松原、字山吹原、字境鉢、字桑原沢、字神ノ木、字谷津沢、字中通、字椿ノ森、字日影畑及び字熊象狸、大和字熊曽利、字吉水沢、字大沢戸入、字古宿、字葛ヶ里及び字西ノ入、塩沢字南ノ入、字万京、字竹之後、字西ノ入、字竹之久保及び字後原、南部字白土、字外田及び字古城山、本郷字治家及び字下街塗並びに中野字矢沢入、字清水原及び字上川原地内

山梨県南巨摩郡身延町大島字湯別当、字小長野、字長野、字馬込、字鞍ノ田、字寺の入、字椚葉、字大日向、字鳥屋林、字水上、字方坂及び字的場、樋之上字入及び字家前、和田字石蔵沢、字入山及び字平林、角打字ウツギ、字柏森、字市郎、字入、字入田、字丸山、字蟻腰及び字荒田山、丸滝字大日向、字宮ノ脇及び字樫木立、帯金字林之前、字大岩、字天神蔓、字奥之塩沢、字鳶沢、字南泥之澤、字北泥之澤、字南林、字志久、字三石、字上之山、字南澤、字大久保澤及び字引核、下八木沢字久保、字駒狩、字地賀久保、字中島、字山入、字川張、字田ノ上、字石倉及び字天神、上八木沢字向山、字清水、字トツタテ、字上の山、字鰍原、字御崎沢及び字大日沢、波高島字追沢、字前嶋、字柴田、字老尻、字東畑、字井口及び字上ノ山、上之平字西山、大子字下和田、宮木字大醍醐、字井戸田、字梅見及び字谷ツ山、一色字和田、字大子、字日向及び字清水下、下田原字一枚山、字日向、字廣反歩、字林久保、字チクコ及び字大嵐、上田原字杉平及び字海老沢並びに三沢字海老沢地内

山梨県西八代郡市川三郷町鴨狩津向字海老沢、字海老沢小山沢、字小山沢、字上ノ山、字中三沢、字日向及び字舟久保並びに宮原字下田林、字崩澤、字山岸及び字御領戸地内